

児童扶養手当・ 特別児童扶養手当と ひとり親家庭の医療費 を助成します



児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を別に行っている児童の健やかな成長と家庭の生計安定、自立促進のために支給される手当です。

■支給対象者

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいがある児童は20歳未満を養育している父または母や、父または母に代わって養育している人。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に一定の障がいがある児童

④ 父または母の生死が明らかでない児童

⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童

⑨ 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

※該当していても、障害年金や遺族年金などの公的年金を受ける場合や、児童福祉施設などに入所している場合などは、手当を受けることができないことがあります。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の一部または全額の支給が停止されます

特別児童扶養手当

身体または精神に一定の障がいがある児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図る目的で支給される手当です。

■支給対象者

身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わってその児

童を養育している人。

※該当していても、児童が障がい理由に公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している場合は手当を受けられません。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の支給が停止されます

児童扶養手当支給月額

対象児童数	手当額
1人	43,160円～10,180円
2人	53,350円～15,280円
3人以上	児童1人増すごとに6,110円～3,060円を加算した額

特別児童扶養手当支給月額

等級	手当額 (児童1人につき)
1級	52,500円
2級	34,970円

※令和3年4月1日現在の支給額

ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭の父や母、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいのある児童は20歳未満などの医療費の一部が助成されます。

万が一の救急時のために

救急医療情報キットの備えと情報の更新をしましょう!

■救急医療情報キットとは

病気やけがで救急搬送が必要となった場合に、救急医療情報キットを活用し、救急隊員や医療機関が速やかに対応できるようにするものです。

高齢者や障がい者の「かかりつけ医」「持病」などの医療情報や、緊急時の連絡先、「健康保険証(写)」「診察券(写)」「おくすり手帳(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫のドアポケットに保管します。現在約720世帯が救急医療情報キットを設置しています。

キットは無料ですので、ぜひ、万が一の緊急時に備えておきましょう。

■申請方法

介護高齢課または各支所地域振興課地域福祉室の窓口に申請書を提出してください(申請書は窓口にあります)。担当が救急情報の作成をお手伝いします。ご親族など代理人による申請も受け付けています。

窓口にお越しになるのが困難な人は、ご連絡ください。



■すでに設置している人へ

保管してある情報が古くなってはいませんか。持病や普段飲んでいるくすりなどの医療情報、緊急時の連絡先などを、最新の情報に更新しましょう。救急情報シートの情報が変更になった場合は、「更新日」と新しい情報を記入してください。

新しい救急情報シートが必要な場合には担当までご連絡ください。

問い合わせ	介護高齢課高齢者支援室 ☎ 53 - 2111 (内線 3420、3421)
記事 ID	0035495



■助成対象者

- ① 母子家庭、父子家庭の母または父 およびその家庭の児童
 - ② 父または母に一定の障がいがある 家庭の児童およびその父または母
 - ③ 父母が死亡または①、②に該当する児童で、父母に養育されない児童とその児童を養育する人
- ※所得制限などにより、対象にならない場合があります



児童扶養手当・ひとり親家庭の医療費助成の問い合わせ

こども課子育て支援室
☎ 53 - 2111 (内線 2552、2553)
記事 ID 0049882

特別児童扶養手当の問い合わせ

福祉課福祉政策室
☎ 53 - 2111 (内線 2322)
記事 ID 0046484



現況届・所得状況届・更新申請書の提出はお早めに

8月は「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する月です。提出をしないと、資格があっても児童扶養手当は11月以降、特別児童扶養手当は8月以降の手当が受けられなくなります。ひとり親家庭の医療費助成を受けている人は、「更新申請書」を提出してください。

■次のとおり、現況届・更新申請の受け付け時間を午後7時まで延長します。(特別児童扶養手当は除きます)

[本庁]
8月3日(火)・5日(水)・10日(火)・12日(木)

[支所]
8月12日(水)

